

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十一日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第八号

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この人事委員会規則は、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号。以下「条例」という。）第三条第二項、第四条第一項、第八項、第九項第二号及び第十項、第五条第一項、第六条の二第二項、第七条第二項、第八条、第九条第二項第一号及び第三項並びに第十二条の規定に基づき、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第十三条の二 任用期間が六月に満たない短時間勤務会計年度任用職員のうち、条例第六条第三項の規定によるものの外、前条各号のいずれかに該当する短時間勤務会計年度任用職員は、それぞれ当該各号に定める期間が六月以上となる場合において条例第六条の二第一項に規定する任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その短時間勤務会計年度任用職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）と勤務期間による割合とを乗じて得た額とする。</p> <p>3 成績率は、当該短時間勤務会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該短時間勤務会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の短時間勤務会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第一号に定める成績率による</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この人事委員会規則は、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号。以下「条例」という。）第三条第二項、第四条第一項、第八項、第九項第二号及び第十項、第五条第一項、第七条第二項、第八条、第九条第二項及び第三項並びに第十二条の規定に基づき、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>ことが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 勤務成績が優秀な短時間勤務会計年度任用職員 百分の百十以上百分の百二十一・五未満</p> <p>二 勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員 百分の九十八・五</p> <p>三 勤務成績が良好でない短時間勤務会計年度任用職員 百分の九十八・五未満</p> <p>4 前項の場合において、短時間勤務会計年度任用職員の成績率を同項第三号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。</p> <p>5 条例第六条の二第四項において準用する条例第六条第四項の規定を準用する場合における給与条例第十八条の二及び第十八条の三の規定の準用については、これらの規定中「期末手当基準日」とあるのは「勤勉手当基準日」と、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日」と読み替えるものとする。</p> <p>(報酬等の支給日) 第十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給日は、給料表適用職員の例によるものとする。ただし、任命権者がこれにより難いと認める場合にあつては、任命権者は別に期末手当及び勤勉手当の支給日を定めることができるものとする。</p> <p>(条例第九条第二項第一号に規定する人事委員会規則で定める期間) 第十六条 条例第九条第二項第一号に規定する人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間のうち、休職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、又は停職にされていた期間以外の期間とする。</p>	<p>(報酬等の支給日) 第十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給日は、給料表適用職員の例によるものとする。ただし、任命権者がこれにより難いと認める場合にあつては、任命権者は別に期末手当の支給日を定めることができるものとする。</p> <p>(条例第九条第二項に規定する人事委員会規則で定める期間) 第十六条 条例第九条第二項に規定する人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間のうち、休職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、又は停職にされていた期間以外の期間とする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(勤勉手当の成績率に関する特例)

2 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則第十三条の二第三項に掲げる職員の区分を適用するための勤務成績の証明が困難な短時間勤務会計年度任用職員及び同項第二号に規定する勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、同号の規定にかかわらず、百分の百二・五とする。